

# 全国公衆衛生関連学協会連絡協議会 規約

- 【名称】  
第1条 本会は、全国公衆衛生関連学協会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、英語名を Japan Alliance of Public Health Science Associations (JAPHSA)とする。
- 【目的】  
第2条 協議会は、公衆衛生関連領域における学術と研究の発展をめざすために、日本における学術研究団体・学協会等（以下「学協会等」という。）の相互交流と連携をはかる。また、学協会等の連合組織として、日本学術会議との交流・相互協力を行い、学術研究の成果を社会に還元する諸活動と、国や社会に必要な提言や働きかけを行う。
- 【活動】  
第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。  
1) 総会の開催  
2) 会員相互の情報交換  
3) 日本学術会議および国内外の学術組織との交流・相互協力  
4) 社会に貢献できる学会活動等の支援  
5) 国や社会に向けての必要な提言  
6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業
- 【組織】  
第4条 協議会は、本会の趣旨に賛意を表する以下の会員をもって構成する。  
1) 正会員：日本学術会議協力学協会等の学協会であって、第6条3.に定める役員会において入会を認められ、年会費を納入したもの  
2) 個人会員：日本学術会議会員及び連携会員で、役員会において入会を認められたもの。なお、個人会員からは会費は徴収しない。
- 【代表者および  
代理者】  
第5条 正会員である学協会等は、本協議会における代表者をそれぞれ1人置く。  
1) 代表者はその所属学協会等の理事長ないし相当する者とする。  
2) 代表者は所属学協会等を代表し、協議会の会議等に出席する。  
3) 代表者の他、学協会には代理者を置き、代表者の代理を務めることができる。  
4) 学協会等は、代表あるいは代理者に変更が生じた場合には、速やかに事務局に届け出る。
- 【役員】  
第6条 協議会に、次の役員を置く。  
1) 世話人 若干名（世話人代表1名、世話人副代表2名を含む）  
2) 指名世話人 若干名（正会員または個人会員）  
3) 監事 2名  
2. 役員任期は3年とし、再任を妨げない。  
3.  
1) 世話人および監事は正会員の中から、正会員の互選で、選出する  
2) その他、必要な役員選出規程は別に定める。  
4. 世話人代表1名、世話人副代表2名は役員互選によって選出し、総会の承認を得る。  
5. 指名世話人は、正会員および個人会員の中から世話人代表が指名する。
- 世話人代表は、協議会を代表し会務を処理する。  
2. 世話人代表は、総会及び役員会を召集し、その議長となる。  
3. 世話人副代表は、世話人代表を補佐し、世話人代表に事故あるときはその職務を代行する。  
4. 世話人は、協議会の会務を分担し、円滑な運営を図る。  
5. 監事は、協議会の会計及び会務の執行状況について監査する。
- 【運営】  
第7条 協議会の会議は、総会および役員会とする。
- 【会議】  
第8条 2.  
1) 総会は、原則として毎年1回開催するものとする。  
2) 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。  
3) 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。  
4) 代表者および代理者ともに総会に出席出来ない時は、その学協会の他の会員に委任す

る。

3.

- 1) 役員会は年2回とし、その他世話人代表が必要と認めるとき開催するものとする（ネット上の会議を含む）。
- 2) 役員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

協議会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

2. 協議会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

**【経費】**  
第9条

正会員の年会費は、次のように定める。

**【会費】**  
第10条

- 1) 会員数が499名までの学協会等は、10,000円
- 2) 会員数が500名から999名までの学協会等は、15,000円
- 3) 会員数が1,000名から2,999名までの学協会等は、20,000円
- 4) 会員数が3,000名以上の学協会等は、30,000円

協議会は以下に事務局を置く。

**【事務局】**  
第11条

東京都文京区本郷7-2-2 本郷MTビル4階

**【雑則】**  
第12条

この規約の実施に必要な細則は、役員会に諮って世話人代表が定める。

**【規約の改正】**  
第13条

この規約の改正は、総会で出席正会員の3分の2以上の賛成を得て行う。

**【附則】**

1. この規約は、平成20年9月2日から施行する。
2. この規約は、平成22年3月23日から施行する。
3. この規約は、平成24年2月24日から施行する。
4. この規約は、平成26年4月15日から施行する。
5. この規約は、平成30年7月13日から施行する。